



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）12月1日  
第1740号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

番号		ページ
53	和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	2

### 【告示】

424	公示送達（令和4年度随時第6期並びに第1期、第3期及び第4期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	4
425	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	4
426	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	5
427	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課）	5
428	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	5
429	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	6
430	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	7
431	市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	8
432	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	8
433	公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	8
434	公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	8
435	公示送達（令和3年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書並びに令和4年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書）（国保年金課）	9
436	公示送達（令和4年度随時第4期及び第1期から第4期まで国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	9
437	排水処理施設の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（農林水産課）	9

### 【公告】

○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	11
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	11
○	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（新型コロナウイルスワクチン接種調整課）	11
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・（地籍調査課）	13
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	13

### 【選挙管理委員会告示】

79	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	13
80	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	14
81	委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	14

### 【企業局規程】

8 和歌山市企業局水道技術管理者規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・（企業総務課） 14

【 企業局告示 】

35 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所の所在地の変更の届出・（企業総務課） 15

【 規 則 】

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月21日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第53号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成12年規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記様式第21号中

被保険者 番 号	
生年月日	年 月 日

を

被保険者 番 号	
個人番号	
生年月日	年 月 日

に、

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 農 協	金融機関コード	店 舗 名 称	本 店 支 所 出 張 所	支店番号

を

公金受取口座	<input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。 (利用する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、利用しない場合は下記の欄を記入。)				
金 融 機 関	銀 行 信用金庫 農 協	金融機関コード	店 舗 名 称	本 店 支 所 出 張 所	店番

に改

める。

別記様式第26号及び別記様式第27号中

被保険者 番 号	
生年月日	年 月 日

を

被保険者 番号																				
個人番号																				
生年月日	年 月 日																			

に、

金融 機関	銀行 信用金庫 農協	金融機関コード				店 舗 名 称	本 店 支 所 出張所	支店番号	

を

公金受取口座	<input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。 (利用する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、利用しない場合は下記の欄を記入。)								
金融 機関	銀行 信用金庫 農協	金融機関コード				店 舗 名 称	本 店 支 所 出張所	店番	

に改

める。

別記様式第38号中

受 領 方 法	1 口座払			2 現金払		
	金 融 機 関 名 及 び 支 店 名					
	銀行・金庫・農協・信用組合			本店・支店・出張所・その他		
	種 目		金融機関コード		口座番号	
	1 普通預金 2 当座預金					
	フリガナ					
口座名義人						

を

公金受取口座	<input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。 (利用する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、利用しない場合は下記の欄を記入。)					
受 領 方 法	1 口座払			2 現金払		
	金 融 機 関 名 及 び 支 店 名					
	銀行・金庫・農協・信用組合			本店・支店・出張所・その他		
	種 目		金融機関コード		店番	
	1 普通預金 2 当座預金					
	フリガナ					
口座名義人						

に

改める。

別記様式第38号の2の3中

振込依頼口座	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	
			2 当座預金	
			3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

を

公金受取口座	<input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。 （利用する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、利用しない場合は下記の欄を記入。）			
振込依頼口座	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口座番号
	金融機関コード	店番	1 普通預金	
			2 当座預金	
			3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

に

改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第21号、別記様式第26号、別記様式第27号、別記様式第38号及び別記様式第38号の2の3による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(令和4年11月21日揭示済)

【 告 示 】

和歌山市告示第424号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月17日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和4年度	随時第6期 第1期 第3期 第4期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和4年11月30日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年11月17日揭示済)

和歌山市告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年11月17日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月17日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
22-57	貴志57号線	和歌山市栄谷545番11地先 ～ 和歌山市栄谷545番12地先	旧	24.7	2.80 ～ 3.00
			新	24.7	5.50

(令和4年11月17日揭示済)

#### 和歌山市告示第426号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和4年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和4年11月22日揭示済)

#### 和歌山市告示第427号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和4年12月9日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年11月22日揭示済)

#### 和歌山市告示第428号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年11月4日及び同月12日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年11月10日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年11月2日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年11月8日
南海和歌山大学駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年11月8日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年11月22日揭示済)

## 和歌山市告示第429号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、坂田及び杭ノ瀬	令和4年11月1日、同月4日、同月7日、同月8日、同月9日、同月11日、同月14日及び同月15日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年11月22日揭示済)

## 和歌山市告示第430号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和4年11月23日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月5日、同月9日及び同月12日	令和4年8月23日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月4日	令和4年8月23日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年8月2日	令和4年8月23日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び長町公園	令和4年8月1日、同月3日及び同月9日	令和4年8月23日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年11月22日揭示済)

**和歌山市告示第431号**

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月25日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和4年12月2日
- 2 場所 和歌山市議会議場

(令和4年11月25日揭示済)

**和歌山市告示第432号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年11月25日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
38-99	雑賀99号線	和歌山市西浜1290番地先 ～ 和歌山市西浜1290番1地先	旧	66.3	3.00 ～ 3.20
			新	66.3	4.50 ～ 4.90

(令和4年11月25日揭示済)

**和歌山市告示第433号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月29日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和4年度第6期の納期は令和4年12月9日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年11月29日揭示済)

**和歌山市告示第434号**

市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月30日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和4年11月30日揭示済)

**和歌山市告示第435号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和4年12月19日に変更する。
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年12月19日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和4年12月19日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年12月19日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年11月30日揭示済)

**和歌山市告示第436号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年11月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期(月)別	種別	備考
令和4年度	随時第4期 第1期 第2期 第3期 第4期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和4年12月12日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年11月30日揭示済)

**和歌山市告示第437号**

排水処理施設の供用を開始するので、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成12年条例第132号）第4条の規定により告示する。

令和4年11月30日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 供用を開始すべき年月日  
令和4年12月1日
- 2 供用開始区域  
雑賀崎の一部  
詳細図 別紙のとおり

和歌山市 供用開始区域（雑賀崎地区漁業集落排水処理施設）



(令和4年11月30日揭示済)

## 【 公 告 】

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年11月16日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年11月14日 和建指第2722号	和歌山市栄谷字 カリ又366番 4	和歌山市有家330番地4 有限会社エステートニシカワ 代表取締役 西川純司	6.00m×50.64m 50.64m

（令和4年11月16日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年11月21日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市府中宇御坊87番1の一部、87番2、87番3、87番4、水路	和歌山市東布経丁3丁目3番地 沼田興産株式会社 代表取締役 沼田鶴之
和歌山市有本字出来島626番1	和歌山市新中島63番8 大和ハウス工業株式会社和歌山支店 支店長 金田恵治
和歌山市朝日字城ノ前1209番3	和歌山市森小手穂722番地6 セジュール岡崎102号 阿部亮太
和歌山市朝日字城ノ前1210番5	和歌山市新中島94番地 グリーンフルパレ106号 松嶋康平

（令和4年11月21日揭示済）

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和4年11月28日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）	（令和3   12歳以上の者
------------------------------------	----------------

年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

## (2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	5歳以上12歳未満の者

## (3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者においては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者においては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

## (4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるものに対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月	12歳以上

21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者

(令和4年11月28日揭示済)

和歌山市狐島の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和4年11月28日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和4年11月28日から同年12月19日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 河北コミュニティーセンター（和歌山市市小路192番地3）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、河北コミュニティーセンターにおいては令和4年11月28日から同年12月8日までの間（同月2日及び同月3日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては同年12月9日から同月19日までの間（同月10日、同月11日、同月17日及び同月18日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

(令和4年11月28日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年11月28日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市松島字高木298番1、298番2、299番、300番	和歌山市鳴神747番地 乙井忠典

(令和4年11月28日揭示済)

## 【 選挙管理委員会告示 】

### 和歌山市選挙管理委員会告示第79号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年11月22日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西勉己

- 1 日時 令和4年11月27日（日）午前7時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件

(1) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和4年11月22日揭示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第80号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年11月24日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

1 日時 令和4年12月1日（木）午前10時00分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿に登録するについて
- (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
- (3) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和4年11月24日揭示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6, 116人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 101, 921人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 50, 961人

(令和4年12月1日揭示済)

### 【 企 業 局 規 程 】

和歌山市企業局水道技術管理者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年12月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

#### 和歌山市企業局規程第8号

和歌山市企業局水道技術管理者規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局水道技術管理者規程（平成18年水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第22条の3第1項の台帳の作成に関すること。

第2条第2項中「前項第7号及び第8号」を「前項第8号及び第9号」に改める。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(令和4年12月1日揭示済)

## 【 企 業 局 告 示 】

## 和歌山市企業局告示第35号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により営業所の所在地の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和4年11月30日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定番号	第925号
変更年月日	令和4年11月21日

	変更前	変更後
指定工事店名	杉山水道設備	
営業所所在地	和歌山市西庄7-10	和歌山市西庄575-1
代表者氏名	杉山 勤	

(令和4年11月30日揭示済)